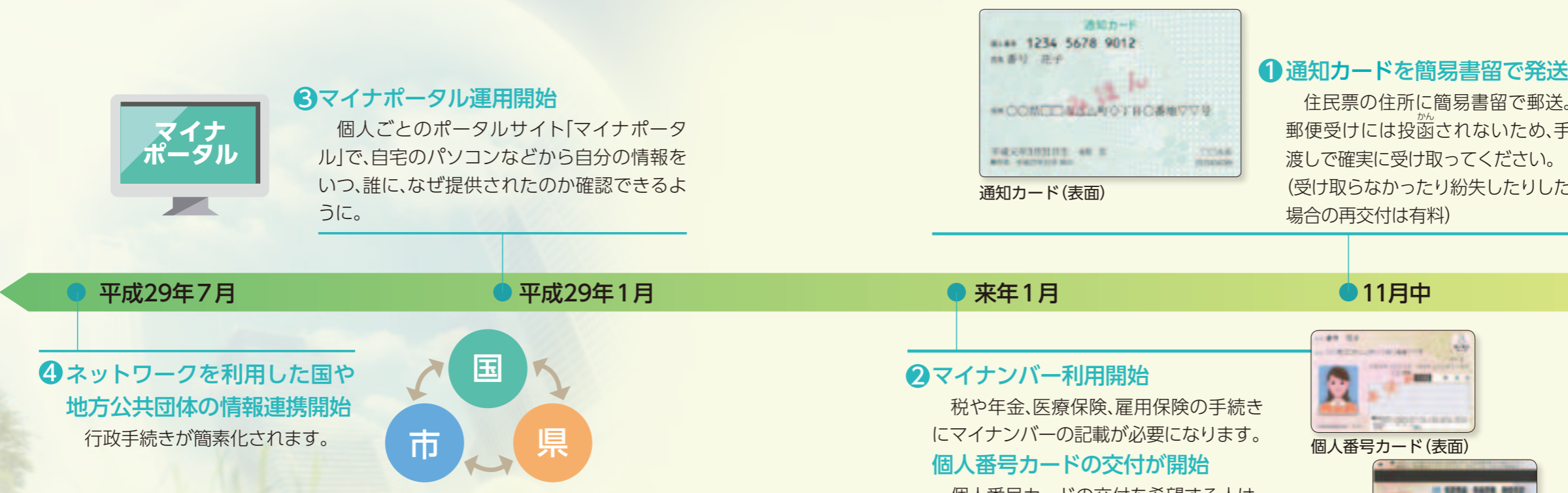


# より便利で公平な社会のために

## マイナンバー制度の流れ



通知カード(表面)



個人番号カード(表面)



(裏面)

### 詳しくは相談を

- 外国人にも対応します  
外国人用に26カ国語で記載された案内も用意。必要なのは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。
- 不審な電話に注意を  
マイナンバー制度に関連して国や市から電話などで、個人情報照会することはありません。おかしいと思ったら回答せず、コールセンターや警察に連絡してください。
- コールセンターなどを設置  
マイナンバー制度や通知カード、個人番号カードをより詳しく知りたいときは、コールセンターなどに問い合わせてください。
- 通知カードの配送状況や個人番号カードの問い合わせ  
午前8時30分～午後10時(年末年始を除く。土日曜・祝日は午前9時30分～午後5時30分)  
▶ 個人番号カードコールセンター = ☎0570-783-578  
▶ 外国語対応ダイヤル = ☎0570-064-738 (英・中・韓・スペイン・ポルトガル語)
- マイナンバー制度の問い合わせ  
土日曜・祝日・年末年始を除く、午前9時30分～午後5時30分  
▶ 内閣府マイナンバーコールセンター = ☎0570-20-0178  
▶ 外国語対応ダイヤル = ☎0570-20-0291 (英・中・韓・スペイン・ポルトガル語)

### 住基カードの取り扱いが変更になります

- 住基カードの発行が終了に  
来年1月の個人番号カード交付開始に伴い、住民基本台帳カード(住基カード)の発行が終了。住基カードなどの取り扱いは右図のとおりとなります。
- e-Taxでの申告は注意を  
個人番号カードは申請から順次交付するため、申請時期によっては来年のe-Taxでの確定申告に間に合わない場合も。電子証明書の利用を予定している人は、12月22日(火)までに住基カードに電子証明書を発行すると確実です。  
なお、住基カード電子証明書の発行には日数が掛かる場合があります。新規で申請する人は、早めに手続きしてください。

来年1月 12月28日(月) 12月22日(火) 午後5時

個人番号カード発行 → 住基カード発行終了 → 電子証明書発行終了

15歳以上の個人番号カードには原則電子証明が発行されます(発行しない選択も可)

重複所持はできません

カード表面に記載の有効期限まで有効(個人番号カードの交付を受けるときは返納)

発行から3年間有効(住所・氏名・生年月日・性別のいずれかが変わると失効)

### Q1 マイナンバー制度が導入されるとどうなるの？

より便利で確実に  
児童手当の現況届けや厚生年金の裁定などがより簡単に便利に公平性も保たれます。

- 個人番号カードを使うと
- 本人確認書類に。なりすまし防止にも
- 住民票などがコンビニで取得できるようになります
- 将来は国や県、市などの手続きの一部がパソコンなどで可能に

### Q2 個人情報の漏えい対策などは大丈夫？

対策は万全です  
マイナンバーは、特定の行政事務にだけ使われ、秘密は保たれます。個人番号カードのICチップは、情報不正取得対策済み。税情報や年金情報は記録されないため、セキュリティも万全です。また、本市ではマイナンバーを含む特定個人情報の安全確保のため、セキュリティ対策に取り組んでいます。

### Q3 通知カードと個人番号カードの違いは？

通知カードはマイナンバーなどを記載したカード(上図①のとおり)ですが、個人番号カードはさらに顔写真やICチップなどを追加(上図②のとおり)。身分証明に使えたり、将来はオンライン申請に使えたりすることが見込まれるなど、より便利になります。

番号カードのICチップは、情報不正取得対策済み。税情報や年金情報は記録されないため、セキュリティも万全です。また、本市ではマイナンバーを含む特定個人情報の安全確保のため、セキュリティ対策に取り組んでいます。

問い合わせは 情報政策課 ☎027-898-5880  
通知カードや個人番号カードなどについては 市民課 ☎027-898-6172

